

## 『経営分析研究』 投稿規程

1995年（平成7年）6月3日制定

2015年（平成27年）5月15日改正

2018年（平成30年）9月1日改正

2022年（令和4年）12月17日最終改正

（『経営分析研究』第36号から適用）

（学会誌の目的）

第1条 『経営分析研究』（以下、「本誌」と記す）は、経営分析の領域における理論ならびに方法論の発展とその普及を主な目的として刊行される。

（投稿者の資格）

第2条 投稿者（共著の場合にはすべての共著者）は、日本経済会計学会の会員に限定する。ただし、編集委員会が執筆を依頼したときはこの限りではない。

（研究成果の掲載区分）

第3条 本誌における研究成果の掲載区分は、研究論文、事例研究、研究ノートから構成される。

2 研究論文とは、経営分析研究における理論ならびに方法論の発展とその普及に寄与する研究成果であり、厳正な査読プロセスを経て掲載を認められたものをいう。

3 事例研究とは、フィールドスタディにもとづき特定の企業または産業に関する事例を分析し、特定の問題意識や課題を明示した研究成果であり、編集委員会の審議によって掲載を認められたものをいう。

4 研究ノートとは、経営分析研究における理論ならびに方法論の発展とその普及に寄与する研究成果であり、編集委員会の審議によって掲載を認められたものをいう。

（研究論文の取り扱い）

第4条 研究論文の取り扱いについては、「投稿論文査読規程」および「カンファレンス論文査読規程」にしたがう。

（事例研究および研究ノートの受付）

第5条 編集委員会は、事例研究および研究ノートを受け付ける。

2 編集委員会は、事例研究および研究ノートの投稿者に対して、修正・加筆の上、再提出の要請を行うことができる。

3 編集委員会は、事例研究および研究ノートの投稿者に対して、参考文献、分析データ等の根拠資料の提出を求めることができる。

(二重投稿の禁止)

第6条 研究論文、事例研究、研究ノートの投稿者は、当該研究成果を他の学術雑誌等（ただし、ワーキングペーパーを除く）に投稿してはならない。

(著作権)

第7条 本誌に掲載された研究成果の著作権は、原則として日本経済会計学会に帰属する。

2 著作権に関する諸問題は、すべて著者の責任において処理するものとする。

3 投稿者は、本誌に掲載された研究成果を複製・転載等の形で利用することができる。ただし、掲載先には出典を明記しなければならない。

(原稿の提出)

第8条 原稿は、日本経済会計学会ウェブサイトの投稿フォームを経由して、編集委員会に提出しなければならない。

2 原稿は返却しない。

(本規程の改正)

第9条 本規程は、必要に応じて、編集委員会の合議により改正することができる。